

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件二件

○道路の供用を開始する件

公 告

○一般競争入札を行う件二件

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件

○公共測量の実施について通知があった件二件

福 島 県 公 安 委 員 会

○警備員等の検定を実施する件

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件五件

福島県福島警察署

○一般競争入札を行う件

福島県郡山警察署

○一般競争入札を行う件

福島県いわき中央警察署

○一般競争入札を行う件

福島県海浜調整委員会

○すくい網漁業について指示する件

○こうなご電気棒受網漁業について指示する件

正 誤

○平成二十二年一月十二日付け定例第二千四百四十六号中

九

一〇三

一〇四

一〇五

一〇六

一〇七

一〇七

告 示

福 島 県 告 示 第 九 十 七 号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島サティ 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
騒音に関する事項

店舗周辺には、一般住居が存在しているので、時間変更に伴う騒音については、隣接する地域住民に対して十分な事前説明を実施し、理解を得るとともに必要な対策を講ずること。
また、公害苦情発生への折には誠意ある対応を行うこと。

(商業まちづくり課)

福 島 県 告 示 第 九 十 八 号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十二年二月十九日から一週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
県道保原 伊達崎桑 折線	伊達市保原町字豊田一 三番一地从先から 同 市保原町字豊田四 〇番一地从先まで	一一・〇〇 一一・〇〇	五七・〇 五九・三

(道路計画課)

福 島 県 告 示 第 九 十 九 号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十二年二月十九日から一週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)
路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)

県道保原 伊達崎桑 折線	伊達市保原町字下河原 一九番一地从先から 同 市保原町字下河原 五九番一地从先まで	変更前	A 一一・〇〇 一一・二・五	一〇六・三
	変更後	A 一一・〇〇 一一・二・五 B 一三・〇〇 一五・三	一〇六・三 九一・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十二年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道保原伊達崎桑折線	伊達市保原町字下河原一九番一地从先から同 市保原町字下河原五九番一地从先まで	平成二十二年二月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第六十三号

給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び予定数量 給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)
- (一) 一般データエントリー 三十四万八千件

- (一) 氏名 千百件
- (二) 債権者登録 五百件
- (三) 前職情報 六百件
- (四) 業務の仕様等 仕様書による。

- 2 業務の仕様等 仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 4 納入場所 福島県庁西庁舎四階人事課分室(福島市杉妻町二番十六号)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 3 一般データ(一バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。)及び日本語データをそれぞれ六十八文字及び五十文字として、一日当たり、一般データを二万件以上又は日本語データを千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する場合、午後一時に七千件の入力データを受け取り、翌日の午前九時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十二年二月十九日(金)から同年三月八日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県総務部人事総室人事課 電話〇二四一五二一七〇七一

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十二年三月八日(月)午後五時三十分まで必着とする。

四 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成二十二年三月十九日(金) 午前九時三十分
- 2 場所 福島県庁西庁舎四階総務部人事総室人事課分室一(福島県福島市杉妻町二番十六号)

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の(一)から(四)までの項目ごとの入札単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、一の1の(一)から(四)までの項目ごとの契約単価に当該項目

の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十二年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(四)までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの単価及び当該単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札単価に当該単価の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 一の1の(一)から(四)までの項目ごとの入札単価のそれぞれが予定単価の制限の範囲内である者であつて、一の1の(一)から(四)までの項目ごとの入札単価に当該項目の予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(人事課)

公告第六十四号

犬抑留所管理等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 犬抑留所管理等業務 一式
- 2 業務の様式等 仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

4 履行場所

県北地区犬抑留所(福島県福島市渡利字高畑入八十番三号)
 県中地区犬抑留所(福島県郡山市日和町八丁目字塚山三十五番十号)
 県南地区犬抑留所(福島県白河市双石形見坂一番百号)
 会津地区犬抑留所(福島県会津若松市大戸町大字雨屋字余松丁千七百六番地)

相双地区犬抑留所(福島県南相馬市原町区下渋佐字湊百五十五番二号)

二 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六百六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 建築物における衛生的環境の確保に關する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二條の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十二年二月十六日(火)から同年三月十五日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
 福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課
 電話〇二四一五二一七二四五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十二年三月十五日(月)午後五時三十分まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十二年三月二十五日(木)午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県庁東分庁舎二階二〇三会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

4 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十二年三月二十四日(水)午後五時三十分まで必着のこと。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する
場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十二年四月一日以降で予算の
執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分
の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百
五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(食品生活衛生課)

公告第六十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第四
項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

日 時	場 所	案 件
平成二十二年三月二二日 午後二時三〇分	福島市 福島県自治会館七〇三会 議室	福島県カワウ保護管理計画の 変更について

(自然保護課)

公告第六十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項
の規定により、公共測量の実施について、平成二十二年二月九日付けで郡山市日和田土
地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。

平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 郡山市北部

二 測量期間 平成二十二年二月一日から同年三月二十六日まで

三 作業の種類 公共測量(二級基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第六十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項
の規定により、公共測量の実施について、平成二十二年二月九日付けで独立行政法人都
市再生機構いわき都市開発事務所長から次のとおり通知があった。
平成二十二年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 いわき市平吉野谷地域

二 測量期間 平成二十二年二月十二日から同年三月十日まで

三 作業の種類 公共測量(三級基準点座標変換及び三級基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第一号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により、
警備員等の検定を次のとおり実施する。
平成22年 2月19日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1 検定の種別及び級、日時並びに場所

種別及び級	日 時	場 所
雑踏警備業務 1級	平成22年 5月21日(金) 午前9時から午後5時 まで	福島県青少年会 館(福島県福島 市黒岩字田部屋 53番5号)
雑踏警備業務 2級	平成22年 6月25日(金) 午前9時から午後5時 まで	
施設警備業務 2級	平成22年10月15日(金) 午前9時から午後5時 まで	

2 検定対象者

(1) 雑踏警備業務 1級

福島県内に住所を有する者又は福島県外に住所を有する者で福島県内に所在する営業所（以下単に「営業所」という。）に属する警備員であるものであって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級の検定（受検しようとする警備業務の種別に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 福島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2級及び施設警備業務 2級

ア 福島県内に住所を有する者

イ 福島県外に住所を有する者で営業所に属する警備員であるもの

3 検定の定員

各検定30名

4 検定申請手続等

(1) 検定申請手続

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、福島県内の各警察署に備付けの検定申請書に必要事項を記入し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める警察署に提出すること。

なお、郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

ア 福島県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署

イ 福島県外に住所を有する者で営業所に属する警備員であるもの 当該営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 添付書類

検定申請書は、(1)の検定申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 雑踏警備業務 1級

(ア) 2の(1)のアに該当する者にあつては受検しようとする種別の2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該検定に係る警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面、2の(1)のイに該当する者にあつては福島県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し 各1通

(イ) 2の(2)のアに該当する者にあつてはその住所所在地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）、2の(2)のイに該当する者にあつては営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 雑踏警備業務 2級及び施設警備業務 2級

アの(イ)及び(ウ)に同じ。

(3) 検定申請の受付期間

ア 雑踏警備業務 1級

平成22年4月12日（月）から同月20日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 雑踏警備業務 2級

平成22年5月10日（月）から同月18日（火）までの午前9時から午後5時まで

ウ 施設警備業務 2級

平成22年8月16日（月）から同月24日（火）までの午前9時から午後5時まで

なお、各検定とも検定の申請の先着順に受検者を決定し、受検者の数が定員に達したときは、その後の申請については受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 検定手数料

ア 金額

(ア) 雑踏警備業務 13,000円

(イ) 施設警備業務 16,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、検定申請書提出時に納付すること。

なお、既納の検定手数料は、返還しない。

5 受検票の交付

検定申請者に対し、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。この受検票は、受検当日必ず持参すること。

6 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 検定に関する問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第2号

運転免許証登録作成等業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 運転免許証登録作成等業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者若しくは認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であること。

(8) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月25日（木）午後1時30分 福島県警察本部会計課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後4時 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第3号

運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び「福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量 運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務 375,000件

(2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県警察福島運転免許センター（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
 - (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
 - (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
 - (7) 福島県内に事業所を有する者であること。
 - (8) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月25日（木）午後3時 福島県警察本部会計課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後4時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 7 入札の効力
 - 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。
 - 8 その他
 - (1) 入札方法 入札書には、運転免許証更新連絡業務及び高齢者講習受講通知業務1件当たりの単価を記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- （会 計 課）
-
- 福島県警察本部公告第4号**
自動車保管場所データ電算入力業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
平成22年2月19日
- 福島県警察本部長 松 本 光 弘
- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び予定数量 自動車保管場所データ電算入力業務 139,060件
 - (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 - (4) 履行場所 福島県警察本部交通管制センター分庁舎（福島県福島市旭町7番21号）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者若しくは認められる者であること。
 - (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
 - (5) 福島県内に事業所を有する者であること。
 - (6) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項並びに2の(6)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日（水）午前10時30分 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所データ電算入力業務1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第5号

自動車保管場所現地調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量 自動車保管場所現地調査業務 111,170件

(2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県の全域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされていない者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であって、自動車の販売若しくは整備又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の書面の交付の申請の代理を業としていないものであること。

(8) 仕様書に定める業務内容を公正かつ適格に遂行し得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月24日（水）午後1時 福島県警察本部本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日（水）午前11時 福島県自治会館302会議室（福島県福島市中町8番2号）

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所現地調査業務1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第6号

パーキング・モーターの管理等事務及び手数料収納事務に係る委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 パーキング・モーターの管理等事務及び手数料収納事務 一式

(2) 委託業務の仕様等 実施要領による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県警察本部長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされてい

る者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

- (7) 福島県内に事業所を有する者であること。

- (8) 実施要領に定める業務内容を公正かつ適格に遂行し得る者であること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

- 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月24日(水) 午後2時30分 福島県警察本部本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月24日(水) 午前11時30分 福島県自治会館302会議室(福島県福島市中町8番2号)

- (4) その他 郵便による入札は、認めない。

- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったとき、入札の効力が生じる。

- 8 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第1号

福島県福島警察署公告第1号

福島県警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県福島警察署長 安 齋 吉 二

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県警察署放置車両確認事務 一式

- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- (4) 履行場所 福島県福島警察署の管轄区域

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者については、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- (7) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。
- ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者
- イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8101 福島県福島市上町7番31号
 福島県福島警察署庶務課
 電話024-522-2121
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日(金)午後1時30分 福島県警察福島運転免許センター4階会議室(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後1時30分 福島県福島警察署4階大会議室(福島県福島市上町7番31号)
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (庶務課)

福島県郡山警察署公告第1号

郡山警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県郡山警察署長 黒津 康司

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名及び数量 郡山警察署放置車両確認事務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県郡山警察署の管轄区域
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされ、又は更生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに

社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者

イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日（金）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23番地

福島県郡山警察署庶務課

電話024-922-2800

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日（金）午後1時30分 福島県警察福島運転免許センター4階会議室（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日（火）午後1時30分 福島県郡山警察署4階大会議室（福島県郡山市字城清水23番地）

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行

が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（庶務課）

福島県いわき中央警察署

福島県いわき中央警察署公告第1号

いわき中央警察署放置車両確認事務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福島県いわき中央警察署長 折 笠 寛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 いわき中央警察署放置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県いわき中央警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者若しくは当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
 (5) 純資産1,000万円以上の株式会社若しくは正味財産1,000万円以上の法人又はこれらに準ずる者であること。
 (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
 (7) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
 (8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者
 イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当すると認められる者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年3月5日(金)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 郵便番号973-8601 福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地
 福島県いわき中央警察署庶務課
 電話0246-26-2121

4 契約条項を示す場所等
 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年2月26日(金)午後1時30分 福島県警察福島運転免許センター4階会議室(福島県福島市町庭坂字大原1番1号)
 (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年3月23日(火)午後1時30分 福島県いわき中央警察署3階大会議室(福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地)
 (4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効
 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成22年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他
 (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (3) 契約書作成の要否 要
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。
 (庶務課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号
 福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二十六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
 平成二十二年二月十九日
 福島海区漁業調整委員会
 会長 前田 幸徳

一 操業の承認
 おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶(すくい網)に福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。
 二 承認の対象漁船
 すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
 三 操業期間
 操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十二年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月三十一日までとする。
 四 制限又は条件
 1 操業の禁止区域
 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
 (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百

一 号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域

(2) いかなぎを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域)

2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福海すくい	↓
22第 号	20センチメートル
↓	↓

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるいかなる電気棒受網漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年二月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

いかなる電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

いかなる電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十二年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域(県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取縮規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十一年農林省告示第五百一号)の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域)

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福海いかなる	↓
22第 号	20センチメートル
↓	↓

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○平成二十二年一月十二日付け定例第二千四百四十六号中

一四
上
目次中
土地改良法により換地処分 をした旨届出があった件
土地改良法により換地処分 とした旨届出があった件